

東久留米市工事請負契約における現場代理人常駐義務緩和に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、建設業者の受注機会の拡大を図るため、東久留米市工事請負契約約款第10条第2項の規定による現場代理人常駐義務の一部を緩和し、兼務を認める措置について必要な事項を定めるものとする。

(現場代理人の常駐義務緩和)

第2条 現場代理人は、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行うことを原則とするが、次の各号のいずれかの期間に該当し、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認められる場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができるものとする。

- (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- (2) 契約約款第19条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間
- (3) 橋りょう、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって工場製作のみが行われている期間
- (4) 前3号に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間

(現場代理人の兼務)

第3条 次のいずれにも適合する場合は、現場代理人を兼務できるものとする。

- (1) 東久留米市が発注する工事であること。
- (2) 兼務する工事の契約金額の合計額が3,500万円（建築一式工事は7,000万円）未満であること。
- (3) 兼務する工事の件数が施行中の工事を含め3件までであること。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに適合する場合で、かつ、工事主管課が承認した場合には、現場代理人を兼務できるものとする。

- (1) 単価契約の工事であること。
- (2) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第2項の規定により、専任を必要とする主任技術者の兼務について認められた工事であること。
- (3) 東久留米市又は国、地方公共団体等の発注済みの公共工事に続き、随意契約により契約するもので、工作物等に一体性が認められる工事であること。

3 前2項の場合において、現場代理人を兼務するときは、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 工事現場の安全管理、工程管理及び住民対応等に配慮すること。
- (2) 兼務する工事の監督員と常に連絡がとれる体制を確保し、緊急時には現場に急行できること。
- (3) 兼務するいずれかの工事現場に常駐すること。
- (4) 現場代理人の常駐義務の緩和により、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項に基づく監理技術者等の専任義務が緩和されるものではないことに留意すること。

(契約変更)

第4条 現場代理人を兼務する工事において、契約変更が生じたことにより、前条第1項第2号で定める金額を上回る場合も、引き続き現場代理人の兼務を認めるものとする。

(手続き)

第5条 現場代理人の兼務を希望する者は、契約締結後、総務部管財課へ現場代理人兼務届を提出しなければならない。

付 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成29年3月1日から施行する。

付 則

この基準は、令和2年10月1日から施行する。

付 則

この基準は、令和3年7月1日から施行する。